

公益財団法人への寄付者の税制上の優遇措置について

個人による寄附について

個人が公益財団法人に対して支出した寄付金は、その寄付をした方に特別の利益が及ぶと認められる場合を除き、特定寄付金に該当します。

1 所得税の優遇措置について

個人が本連盟に対して 2,000 円を超える寄付を行った場合は、寄付金額から 2 千円を差し引いた金額が、年間所得から控除されます。年間所得額の 40%が上限額です。

所轄税務署で確定申告を行ってください。（勤務先などで行う年末調整では控除できません）申告の際は、本連盟が発行した「寄付金受領証明書」を添付してください。

2 住民税の優遇措置について

都道府県または市町村が条例で指定した寄付金が個人住民税の軽減措置（寄付金控除）の対象となります。優遇の対象となる寄付額は、その寄付者の所得の 30%が限度となります。ただし、条例での指定状況は都道府県によって異なりますので、お住まいの都道府県税事務所、市町村税務担当課へお問い合わせください。

★ 法人による寄付について

公益財団法人に対する寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額として算定することができます。

特定公益増進法人に対する寄付金に係る損金算入限度額は、

$(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$ により算定します。

ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前開始事業年度の法人の場合を除きます。

◎ 税法上の優遇措置等の取り扱いについては法令等が逐次変更される場合がありますので、詳細については最寄りの税務署へお問い合わせください。